

食べてみんなね！長崎県産品応援店実施要領

（目的）

第1条 長崎県（以下「県」という。）は長崎県産品（以下「県産品」という。）を取扱う販売店及び県産品を使用する飲食店等を、食べてみんなね！長崎県産品応援店（以下「応援店」という。）として認定し、応援店の活動を支援することにより、消費者に対して県産品をPRするとともに、県産品の販売促進・利用拡大に資することを目的とする。

（県産品の定義）

第2条 県内で生産された農林水産畜産物及び県内に主たる事務所を有する事業者が県内で製造した加工品・加工食品をいう。

（認定基準）

第3条 応援店の認定基準は、別表1に定めるとおりとする。

（対象）

第4条 応援店の対象は、長崎県外の下記店舗を対象とする。

（1）販売店

百貨店、スーパーマーケット、量販店、物産館、及び小売店（テナントとして出展しているものを含む）等とする。

（2）料飲食店

ホテル、旅館、割烹、食堂、居酒屋等常設で飲食ができる店舗とする。

（申請）

第5条 応援店の認定を受けようとする者は、認定申請書（様式1）を県に申請するものとする。

（認定の通知）

第6条 県は、申請の内容を確認し、応援店として認定したときは、認定通知書（様式2）及び認定証（様式3）を申請者へ交付するものとする。

（県の支援）

第7条 応援店であることを表示する販促ツール及び県をPRするパンフレットなどを無償で提供する。

2 消費者に対して広報媒体を用いた応援店の紹介など普及宣伝活動を実施する。

(現状確認)

第8条 県は、応援店に対して認定要件を満たしているか必要に応じて現状を確認することができる。

(応援店認定の辞退)

第9条 応援店は、廃業等によりその営業を終了したとき、または認定を辞退するときは、認定辞退届(様式4)により、県に届けるものとする。

(応援店の取消)

第10条 応援店が次のいずれかに該当する時は、認定の取消を行うことができる。

- (1) 応援店より認定辞退届が提出されたとき
- (2) 販売店及び料飲食店の営業が終了したとき
- (3) 認定基準に該当しなくなったとき
- (4) その他認定を取り消す重大な事由が生じたとき

2 県は、前項により認定を取り消した場合は、認定取消通知書(様式5)により、その旨通知しなければならない。

(情報管理等)

第11条 第三者が応援店の情報を利用したことによるトラブル等については、応援店において必要な措置を講じ解決するものとし、県は一切の関与及び責任を負うことはできない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年11月22日から施行する。

この要領は、平成26年 8月27日から施行する。

(別表1)

共通事項	1 応援店の趣旨に賛同し、協力する意思があること。 2 長崎県に関連するパンフレット、印刷物、販売促進資材などの掲示又は設置に協力できること。 3 長崎県が実施するキャンペーンなどの販促活動に協力できること。
販売店	4 長崎県産品の積極的な取扱・販売を行うこと。また、長崎県産もしくは長崎ブランドの積極的な表示に努めること。
料飲食店	5 長崎県を連想できるメニューもしくは長崎県産品を用いた料理を提供していること。また、メニュー等への積極的な表示に努めること。